

平成24年度第2回社会教育委員会議会議録（概要）

日 時 平成24年9月20日(木)

13:30～15:40

場 所 市役所第2庁舎1階会議室

出席委員 奥田議長、別紙副議長、小林委員、高橋委員、中川委員、森山委員
山口委員 計7名

欠席委員 池田委員、小藏委員、村上委員 計3名

事務局 教育委員会：スポーツ生涯学習部：生水部長、木戸次長
生涯学習推進課：松平課長、沢渡主査、白崎主事、西多田^トハイザー
文化振興課：木戸主査

1 開 会 (進行) 主査

2 挨拶

社会教育委員会議議長

スポーツ生涯学習部長

3 議 事

(1) 第四次生涯学習推進基本計画策定に係る答申について（報告）

<報告>生涯学習研究協議会会長（社会教育委員会議議長兼務）

今回の「第四次生涯学習推進基本計画」に係る答申につきましては、本年3月28日に開催された社会教育委員会議の席上、山田教育長から社会教育委員会議に諮問され、答申書の作成については、同日社会教育委員の皆さんの了承をいただき、生涯学習研究協議会に付託されたものです。

生涯学習研究協議会は、6月の社会教育委員会議でも設置要綱をお配りしており皆様御承知と思いますが、この社会教育委員10名のうちの5名と、その他文化交流センター、図書館、博物館、勤労青少年ホーム、スポーツ推進の各協議会等から選出された委員5名、合わせて10名で組織する協議会です。委員名簿につきましては、本日、皆様のお手元にお配りしております。会長は私、副会長は、勤労青少年ホーム運営委員長が務めております。この付託を受けまして、本年7月10日、8月8日、8月24日に会議を開催し、審議を進めてまいりましたが、この度、答申書としてまとまりましたので、この席には、ともに協議をおこなった委員さんもいらっしゃいますが、協議会会長として私から報告させていただきます。

答申書につきましては、委員の皆様のお手元にお配りしておりますが、内容については、事務局から説明していただきたいと思っております。

～答申書読み上げ（主査）～

<報告（つづき）>生涯学習研究協議会会長（社会教育委員会議議長兼務）

答申の考え方として、この「生涯学習推進基本計画」は、「苫小牧市総合計画」の部門別計画と位置づけられております。この総合計画は、平成20年度から29年度の10年間の期間のうち、今年度が、ちょうど中間見直しの年にあたるということから、「第四次生涯学習推進基本計画」の策定にあたっては、『総合計画との整合性を図るとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえつつ、「第三次基本計画」の理念を基盤として、継続性を図り、一層の充実を目指してほしい』という観点から検討を行いました。

まず、答申書の構成につきましては、前回の「前文」「本文」「結び」と言う構成を、「はじめに」に続いて答申内容の説明、「結び」という構成に簡略化しました。

重点1の「いつでもどこでも学ぶことのできる環境整備の充実」については、今後5年間についても第三次からの継続した取組が必要であるとの考えから文言の変更はしませんでした。

その中の、「子どもの学習支援」では、子どもが自ら学ぶ、勉強するというきっかけづくりを家庭教育と学校教育、もしくは学校教育と社会教育の連携や融合で進めていただきたいという思いから、「子ども自ら学ぶ力を育成するための学習機会の充実」という文言を盛り込みました。

また、子どもの読書離れが言われている今、各委員から読書環境の整備や啓発を進めてほしいという意見が出され、答申に含めました。「すべての世代の学習支援」の中では、年齢、性別もしくは障がいの有無にかかわらず様々な立場にある方との共生や理解のための学習を充実させていただきたいとの意見が委員から多く出され、「相互理解に関する活動の充実」についても盛り込みました。

第二の重点は「学んだ経験や成果を生かす地域コミュニティ形成の促進」とし、3.11の東日本大震災以降、地域コミュニティの大切さが見直されてきていることも踏まえて、これまでの生きがいや趣味のための学習に加えて、さらに学んだ経験や成果を地域コミュニティに生かし、「ひとづくり・まちづくり」という視点を重視した計画づくりを進めるよう提言しました。

以上、簡単ですが、第四次生涯学習推進基本計画策定にかかる答申書の報告は、以上でございます。

<質疑>

委員：今、議事の中で「答申について（報告）」とありますが、これは報告・承認という形で、この委員会は完了ということですか。

議長：最初にも申し述べたとおり、昨年度の最後の会議の席で、この策定に関しては、生涯学習研究協議会に付託するということが決定されておりますので、向こうで決めたものを、こちらで承認していただくというこ

とで考えております。

委員：そうすると社会教育委員会の位置付けはお任せするという事で、私達の責任はかなり軽減するというか、少なくなるんですけど、お任せしたということ・・・

課長：今、議長からもお話がありました、3月の時点で社会教育委員会議として生涯学習研究協議会に付託して、そちらで検討していただくということを決定されておりますので、結果的にはお任せしたという形になります。3月にも御説明させていただいたかと思いますが、付託されたものを報告させていただいて、ここで御承認いただくということになります。

委員：それで、今までずっとやってきたんですか、第一次、第二次、第三次と。

課長：古い話はわかりませんが、付託するという事はお任せするという事で、そういう理解をしています。

委員：ああそうですか。ちょっと質問ですが、この前質問したときが3月段階で、つまり付託するのはいいんですが、第三次まででどこまでやって、どこまで積み残しとかやり残しとかあるのか、そういうことが付託された委員会で十分検討されて、なされているのか、そこのところがよく伝わってない、これをながめてましてね。議長に伺えばいいのか、どちらに伺えばいいのか。第三次とほとんど同じような項目が入っていますよね。それで、その項目がどこまで進んでいるのか、やり残したからこれだけやるのか、第三次と第四次の違いですね、そこのところを伺っていた方が、社会教育委員とすれば、ああそうかということ。

課長：差の部分については、先ほど議長から報告がありましたが、市の総合計画の中の部門別計画であるという位置付けから、第三次のことを継続して第四次の案をつくっていただくということで御理解いただいているということです。前段の、委員のお話の実績の部分については、前の時にもお話していたかと思いますが、この計画書については、理念や考え方を定めて各施設・機関なりが事業実施をするときの基にさせていただいたり、参考にさせていただいたりするものですよということでお話させていただいたかと思いますが、その辺の部分についても研究協議会の中で理解いただいたというふうに考えています。

委員：私、生涯学習研究協議会の委員の一人として、何回かこの会議に出席させていただきました。大変熱い意見の交換がありまして、何回か審議を重ねたところがございます。今、委員さんのおっしゃるとおり全て、第一次から第三次、私達が熟知したか、そしてその反省を全部盛り込んだかと言われると、胸を張って、「はい」とちょっと言い難い部分もありますが、それでも資料を見させていただきながら、理念としては継承、そして充実、発展ということを基盤に、ああでもない、こうでもない

行ったり来たり、あるときは進んだり、また三歩くらい下がって見直しをしたりしました。全てが網羅されて、完璧かと言われると、申し訳ないですが、人間のやることですので、そうとは思えませんが、今までの実績、取組、それからアンケートいろいろな反省を踏まえて一字一句について審議させていただいて、作ったものでございます。大変厳しい三次の積み残しを盛り込んだかといわれると、その努力はしたつもりでございますが、私達、生涯学習研究協議会としてはよりベストに近いものを作って答申させていただいたということでございます。携わったものでございますから、申し訳ありませんが、一言。

委員：委員の方から直接生の声で伺ったんで、御苦労がよく伝わって、完璧とかいうんじゃないくて、次の第四次ですから、三次までの積み残しとか、今回苦小牧市としてやらなきゃいけないことを、知らない人が見たときに、なるほど発展してるということがわかるような、答申であることが望ましいんですよ。ですから、その携わった委員がそうおっしゃてわかったので、中身として理解できるような気がしました。それと、今の説明にもありましたが、24年度には市の総合計画との整合性を保ちながらとありましたね、その整合性というのは24年度に保ちつつあるとか、保ってるとか保ってないということについては、市の総合計画とこれとの関係で言うと、一言でいうとどうということになりそうですか。一言っていうのは変ですけど、うまくいってるということでもいいんですか。

課長：保っているとか、継続しているという部分では、保っているという範疇に入ると思います。

委員：ああそうですか。はい、いいです。

委員：他に御質問等ありますでしょうか。

ないようでしたら、第四次生涯学習推進基本計画にかかる答申は、只今の報告どおり決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、今後の策定にかかる日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

～主査から説明～

- ・第四次生涯学習推進基本計画にかかる答申については、後日、日を改めて社会教育委員会会議議長から教育長に対して行う。
- ・事務局では、答申をもとに計画書の素案を作り、素案のパブリックコメントを実施する。
- ・パブリックコメントの結果を踏まえ、計画の最終決定となる。

(2) 平成24年度文化賞・文化奨励賞について（審議）

※非公開のため、会議録省略

(3) その他

～次長から説明～

- ・図書館の指定管理者制度について、現在、中央図書館の館長が、図書館協議会に諮問し、近いうちに答申される予定である。
- ・市の児童館についても、市の行政改革プランでは、中央図書館と同じ時期に、指定管理者制度の導入を考えているところである。
- ・市の行革プランでは、どちらも平成26年度の導入予定ということになっており、現在、教育委員会内部で検討している。
- ・この件について、教育委員会として、社会教育委員の意見をお聞きしたいと考えており、図書館協議会の答申を待って、資料を整えて、社会教育委員の皆様のお意見を伺いたいと考えている。
- ・開催日は、今のところ未定だが、10月から11月の間にお聞きしたい。事前に資料をお送りし、それを見ていただいて、集まっていただくという形をとりたいと思っている。

<質疑>

- 委員：行革プランでは、平成22年度と23年度に渡って社会教育委員会で協議し、24年度は条例を定めるというんですよね。24年度というと、もうあと半年ないんです。その段階で、図書館協議会が、22、23年度に協議を終わって、24年度はやるんですけど、諮問が出たのが7月13日でしたよね。9月20日の答申まで、今いろいろ苦労しているようですが、まだ出ていない。そうすると、私が一番気にするのは、社会教育委員会で協議をする2年間ほとんど何もしないで、条例を定めるのが2月議会とありますけど、4ヶ月あるかないか。どういうふうにして協議時間を担保するのか、その辺の見通し、それともう一つ、せっかくの機会ですから、行政改革推進審議会は、ゼロベースで考えなさいというふうに審議会で答申したんですよね。ゼロベースというのが、本当は当たり前だと思うんですけど、協議会に諮問されたのが指定管理ありきで出たんですよ、指定管理の方法論で。そういうことに対する普通一般市民の考え方が、本当に指定管理がいいかどうかというところから審議したほうがいいですよという、行革推進審議会が答申してるんですね。その審議会答申を尊重するのもしないのか、只今のところどう思ってるか、近々、たまたま私、審議会委員なので、皆さんの只今のお考えを伺って、その行革審議会に臨みたいと思うんですよ。せっかくの答申が、どんなふうな帰趨でいくものなのか、これからの審議会の審議内容にも関わってくると思うんですよ。その辺は、どんなもんですか。
- 部長：それについて、今、社会教育委員会で私が述べるのがふさわしいのかという問題もございますので、それはこの場ではお答えできない部分もございますが、確かに委員がおっしゃるように、去年1年間まるっきり

進んでいなかった。それは、行政側に責任があると思います。ただ、それはそうとして、私も変わったんですけれども、行革プランを作った段階で、委員も審議会委員でしたが、行政改革審議会に諮ってこれによろしいですかということで、審議会としてお認めいただいた計画なんですよ。これに基づいて行政側は進めていると、これがまずそこが1点なんです。先ほど委員が社会教育委員と協議すると言われてはいますが、私ども議会でも答弁させていただいていますが、図書館協議会及び社会教育委員会というのは附属機関でございます、図書館に対する指定管理者導入の是非を問う機関ではない。是非を決定するのは、執行機関である教育委員会だと、それは議会でも答弁させていただいているんですけれども、協議といいますか、前に私が言ったのは、教育委員会に諮るにしても図書館協議会でワーキンググループで作っていただいた理想の図書館像というのがまずございます。それと行政側が考える、あるべき図書館像との違いとかいろいろな問題を把握して、それに対して、指定管理者制度を入れたらどうなのか、ということも教育委員会に情報提供しなければ、教育委員の皆さんも判断できないと思うんです。一方的な意見だけを資料を揃えて出しても、両方いろいろな意見を勘案しながら教育委員の皆様に御判断いただくというプロセスを経ないと条例提案できませんので、そういった意味で諮問のあり方もああいうやり方になったということをご理解いただきたいと思っております。ですから、館長といたしましても、導入の是非ではなくて図書館運営のあり方が、目指すべき図書館があって、それに対して指定管理者制度を導入していったらどんな問題がありますかということについて、図書館協議会にいろいろ御意見をいただきたいということで、今やっているんです。その辺が、導入の是非を問うべきでないかというところが、ちょっと違うかなって、私は、そう思うんです。要するに、導入の是非について、決定するのは最終的には教育委員会ですから、その教育委員の皆様の判断するに足りるだけの資料を行政側が用意する。そのために図書館長が図書館協議会に諮問する、ワーキンググループはワーキンググループで昨年一年間、貴重な時間を割いていただいているいろいろな御意見をいただいて、それで教育委員会の中でそういったご意見もありますということを出そうと思っているんですよ。決してそれを無にするわけでもないし、リセットするわけではないということをご理解いただきたいと思っております。

委員：行政改革審議会の、ゼロベースという答申自体がおかしいという考え方ですね。

部長：おかしいというのではなくて、そもそも図書館という特殊性のある建物に対して指定管理者制度を導入するにあたっては、全体的にゼロベースで考えなければならないと思うんですよ。新聞で、よく指定管理者制

度ありきって、書かれていますけれども、実際にはそうではないんです。行政というのは、そういう一方的な行革で定められたからこれをやりましょうと、確かに市長公約ですからそういう方向性はありますけれど、まず最初に原点はどうなんですか、目指すべき図書館はどうなんですか。要するに市民にとって望まれる図書館像を実現するのが我々の仕事だと思っています。たとえそれが直営であってもまずいところがあればそれはだめですし、逆に指定管理管理者制度に移行することによって市民が望むべき図書館が実現されるのであればそちらを選びます。最終的には、我々は住民に皆さんへの受益享受がよりよくできるようにということを目指してやっているものですから、指定管理者導入ありきがおかしいとかそういう論議でなくて、市民の皆様がどういう図書館を望んでいるのかというところに視点を置いて論議するのが、本来のあるべき姿だと思っています。それに向けてどんな問題がありますか、じゃあ指定管理を入れた場合はどうなりますか、直営でやった場合どんな問題がありますかということに対して、それを整理して教育委員会に諮るなり、社会教育委員会にお示しして御意見をいただく、それから教育委員会に社会教育委員会としてはこういう御意見がありましたというプロセスを踏んで最終的に教育委員会で決定いただくために、今やっている最中だということをお理解いただきたいと思います。指定管理者ありきだというのは、新聞報道であって、我々としては、この前も議会で答弁させていただきましたが、図書館のホームページでより詳しい情報をこれから市民の皆様提供していきたいと思っております。

- 委員：図書館協議会での議論では、その認識はちょっと違う。
- 部長：先生それは、社会教育委員会で語るべきものでないと思います。
- 委員：はい、今日はやめますけれども。社会教育委員会を軽視しないでください。教育委員会の社会教育委員会ですから。図書館協議会とはまた違うと思うんですね、だから、じっくり審議できる社会教育委員が、納得できる・・・
- 部長：社会教育委員会でいろいろな御意見をいただいて、それを直接教育委員会にぶつきたいと思っています。いろいろな委員の方からこういう意見がありました、それで教育委員の皆様はどう御判断されますかということですか。
- 委員：それでは、アトランダムに個人個人の意見を勝手に言って、それであれですか。
- 部長：社会教育委員会として、合議体として意見を出されるのか、それに対して、議長の方でどうお考えかということですが、教育委員会に出す場合に合議体としてだしていただくことにはなるかと思いますが、ただ事が普通の案件ではございませんので、反対の意見の方もおられれば、賛成の意見の方もおられると思うんです。合議体として、社会教育

委員会としては反対だとか賛成だとかという意見にはならないと思います。要するに導入の是非を問う機関ではないということをご理解いただきたいと思います。

委員：それは違うと思うなあ。

部長：いいえ、社会教育委員会は、指定管理者制度の導入の是非を問う機関ではないと思っております、私どもは。

議長：すいません、予定の時間を超過しておりますので、本日の会議はこれで終了させていただきます。皆様、御協力ありがとうございました。

4 閉会

15時40分終了